

様

堺市長 永藤 英機 ㊟

妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

記

1. 取消しの日 年 月 日

2. 取消しの理由

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。